## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成28年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成28年1月18日

世田谷区

## 1 業務概要

(1)件名

「外国人児童・生徒および保護者に対する日本語指導等補助委託」

(2)業務内容

外国人児童・生徒に対する日本語指導等

- ア 日本語習得の指導補助
- イ 日本の生活習慣等を身につけるための指導補助
- ウ 学校における通訳

日本語での意思疎通ができない保護者に対し、学校への通学上必要不可欠である事項を通訳して伝達する。

- ア 学校における通訳
- イ 通信手段による翻訳
- (3)履行期間

平成28年4月1日~平成29年3月31日

本契約は単年度契約であるが、原則として平成31年3月31日まで継続して随意契約する(予定)。ただし、履行状況や仕様の見直し、本契約に係る法令改正等のため、本契約を継続することが困難または不可能となった場合は、この限りではない。なお、本件契約は平成28年度予算配当を条件とする(平成29年度以降、同様)。

## 2 参加資格

- (1)世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4)都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと

- 3 提案書の提出者を選定するための基準 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。
- 4 提案書を特定するための評価基準
- (1)対応可能な言語の種類
- (2)日本語指導等補助業務に係る受託実績
- (3)財政状況
- (4)カリキュラム及び教材の内容
- (5)日本語指導等補助員の経歴等資質(有している資格、実務経験年数等)
- (6)日本語指導等補助員の採用方法・採用基準
- (7)日本語指導補助員の研修体制
- (8)業務の実施体制(労務管理、緊急時の連絡体制等)
- (9)経費見積
- 5 手続等
- (1)担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区教育委員会事務局教育指導課(第2庁舎3階36番窓口) 電話03-5432-2706 ファクシミリ03-5432-3041

(2)提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成28年1月18日(月)から平成28年2月1日(月) 土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時

場所 (1)に同じ。

方法 希望者に直接無償交付する。

(3)参加表明書の配布・受付期間、場所及び方法

期間 上記(2)アに同じ。

場所 (1)に同じ。

方法 持参又はファクシミリによる。

(4)提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限 平成28年2月19日(金)午後5時まで 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参に限る。

- 6 その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金 免除
- (3)契約書作成の要否 要

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相 手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (6)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7)詳細は提案条件説明書による。